

## 広島市地域防災計画・広島市水防計画の修正(案)概要

- 1 国の防災基本計画の修正(令和2年5月)を踏まえた修正 .....P1
  - (1) 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について
  - (2) 災害リスクと災害時に取るべき行動の理解促進について  
(新旧対照表 P1～P21)
  
- 2 水位周知下水道の指定に伴う修正.....P3  
(新旧対照表 P22～P31)
  
- 3 その他の主な修正 .....P4  
(新旧対照表 P32～P75)

# 1 国の防災基本計画の修正（令和2年5月）を踏まえた修正

## (1) 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について

### ア 経緯

令和2年5月に国の防災基本計画が修正され、「避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施」について規定された。  
これを踏まえ、本市の地域防災計画においても、感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進について規定するなど所要の修正を行う。

### イ 修正内容

- (ア) 基本・風水害対策編総則の基本原則に、本市及び防災関係機関等が取り組むべき項目として「感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進」を定める。
- (イ) 指定緊急避難場所及び指定避難所の管理運営について、これまで合わせて記載していたものを別々に記載するとともに、「感染症対策を踏まえた衛生管理の実施」について定める。
- (ウ) 備蓄物資として、従前からのマスクや手指消毒剤等に加え、非接触型体温計、専用スペース確保用の自立型テント等も備蓄するよう定める。

#### 【主な規定内容】

項目	内容（下線部が追加した内容）	修正（案） 該当ページ
基本・風水害対策編 第1章 総則 第2節 防災業務実施上の基本理念 及び基本原則 第2 基本原則	本市及び防災関係機関等は、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進に努める。</u>	1 ページ
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第5節 避難対策 第6 指定緊急避難場所の開設等 （項目名修正） 3 指定緊急避難場所の管理運 営（項目名修正）	区長は、 <u>新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として、マニュアル等に基づき、指定緊急避難場所の衛生管理に可能な限り努めるとともに、要配慮者及び女性や子ども、性的マイノリティなどのニーズに対応できるよう配慮する。また、必要に応じて、施設管理者と調整のうえ、家庭動物のためのスペース確保に努める。</u>	3 ページ
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第5節 避難対策 第9 指定避難所の開設・運営 （項目再編） 2 指定避難所の管理運営 （項目再編）	区長は、 <u>新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として、マニュアル等に基づき、指定避難所の衛生管理に可能な限り努めるとともに、避難生活が長期化する場合には、避難者の心身の健康確保のための健康相談の実施、プライバシー及び入浴機会の確保並びに要配慮者及び男女、性的マイノリティなどのニーズに対応できるよう配慮する。</u> 例えば、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等の設置や、乳幼児連れ、女性のみ世帯や要配慮者等に考慮した居住スペース（多目的トイレなど）の設定に努めるとともに、必要に応じて、施設管理者と調整のうえ、家庭動物のためのスペースの確保に努める。 仮設トイレの設置場所は、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選ぶ等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、指定避難所の運営に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。	4 ページ
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 避難体制の整備 第9 指定避難所等の防災機能の 強化	<u>指定緊急避難場所及び指定避難所における感染症対策を適切に実施するため、従前から指定避難所等へ備蓄している物資に加え、非接触型体温計や専用スペース確保用の自立型テント、フェイスシールド、ゴム手袋などの感染症対策物資を備蓄する。</u>	2 ページ

## 【参考】具体的な取組

国からの通知「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月1日付け・4月7日付け 内閣府・消防庁・厚生労働省連名）を受け、令和2年5月に、避難所における新型コロナウイルス感染症対策について、以下のとおり対応方針等を定め、感染症対策を実施している。

### 1 対応方針

項目	内容
(1) 可能な限り多くの避難所の開設	災害時（土砂災害や洪水に関する避難勧告等の発令時）に開設することとしている指定緊急避難場所については、小学校区を基本とした約140の指定緊急避難場所が拠点的な役割を果たすことになっているが、避難してきた方の「いのち」を守るために三密（密閉、密集、密接）を回避するための手段を尽くすこととし、例えば当該避難場所が小学校の場合は、通常使用する体育館とセットで教室等も使用することとする。 また、指定避難所については、避難した方の滞在が長期化する場合に備え、三密の回避を前広に行うこととし、指定している212の施設の中から早目、かつ多目に追加開設することとする。
(2) 十分な換気の実施、スペースの確保	避難所等においては、避難した方の密集、密接を回避するに足るだけのスペースを確保するとともに、密閉を回避するために十分な換気を行うこととする。
(3) 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底	マスク等の感染防護具については、持参が基本であることを防災情報メール等により呼びかけるとともに、一定量は避難者への提供用として避難所等に配備することとする。 また、避難所等においては、手洗い、咳エチケット等の感染予防対策を徹底するために掲示物を用いて周知するとともに、別途個別に呼びかけを行うこととする。
(4) 避難所の衛生環境の確保	避難所等には、消毒液、ゴム手袋、雑巾、手指洗浄用薬剤を配備し、定期的な消毒・清掃を徹底するとともに、掲示物等により衛生環境の確保についての周知に努める。
(5) 避難者の健康状態の確認	避難所等での感染拡大を防止するために、避難者名簿の作成の際に、受付において風邪症状、倦怠感、呼吸困難等避難者の健康状況の聞き取りを行い、体調不良者は体温計により検温した上で避難所等に確保した別室等に案内することとする。 また、避難生活開始後には食事提供の際等に同様の体調確認を行い、定期的に滞在者の健康状態を把握することとする。
(6) 発熱、咳等の症状が出た者のための専用スペースの確保	上記(5)で確保する体調不良者用の別室等（以下「専用スペース」という。）については、体調不良者のそこへの案内や、滞在中の動線を事前に定めることとする。 また、利用できる部屋に限りがあって専用スペースが確保できない場合に備え、一定数の自立型テントを購入・配備しておくこととする。 なお、上記(4)及び(5)（避難所等における受付での避難者の健康状況の把握、体調不良者の専用スペースへの案内など）に関しては、別途マニュアルやチェックリストを作成するとともに、関係職員や自主防災会連合会役員、施設管理者に対し説明会を行うなどにより、出水期までにその周知を徹底する。
(7) 親戚や友人の家等への避難の呼びかけ	開設する指定緊急避難場所において上記のような工夫をしたとしても三密が回避できないと判断される場合においては、防災情報メール、ホームページ等を活用し、災害の危険性のない区域にある友人・知人宅等への避難、いわゆる自主避難の呼びかけを行う。

※ 上記対応方針を確実に実施するため、マニュアル等を作成し関係職員等に周知している。

### 2 市民への情報発信

避難所等に避難してきた方の「いのち」を守るためには、そこでの感染予防対策が確実に実行されることが重要であり、そのためには市民の理解と協力が不可欠である。このため、広報誌、ホームページ、防災情報メール等あらゆる手段を用い、三密回避の注意や、マスクの持参、災害の危険性のない区域にある友人・知人宅等への自主避難の呼びかけ等について積極的に発信する。

## (2) 災害リスクと災害時に取るべき行動の理解促進について

令和元年東日本台風に係る検証を踏まえ、国の防災基本計画において地域の水害・土砂災害リスクや災害時に取るべき行動に係る市町村による普及啓発について定められたことに伴い、所要の修正を行う。

### <主な修正内容（修正（案）9ページ）>

防災情報を入手した際に住民が取るべき基本的かつ具体的な避難行動（安全確保行動）として、次の事項を加える。

- ・ 避難行動には、安全な場所にある親戚・知人宅等への移動も含まれること。
- ・ 安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はないこと。
- ・ 警戒レベル4（避難勧告、避難指示（緊急））で「危険な場所から全員避難」すべきこと。

## 2 水位周知下水道の指定に伴う修正について

### (1) 経緯等

近年、降雨状況が局地化・激甚化しており、全国的に大規模な浸水被害が頻発していることを踏まえ、平成27年に水防法が改正され、河川のみを対象としていた水位周知制度について、内水（雨水出水）も対象とする等の拡充措置が講じられた。

具体的には、内水氾濫により大きな被害が出るおそれのある地下街を有する地区の下水道施設を「水位周知下水道」として指定するとともに、指定施設の水位が「雨水出水特別警戒水位」に達した際、下水道管理者が水防管理者や地下街管理者に対し浸水被害の危険性が高まっていることを事前に周知するものである。

令和2年7月、本市では、地下街である紙屋町シャレオ等を有する千田地区の下水道施設について、次のとおり「水位周知下水道」の指定を行っており、当該指定に伴い、広島市地域防災計画及び広島市水防計画の修正を行う。

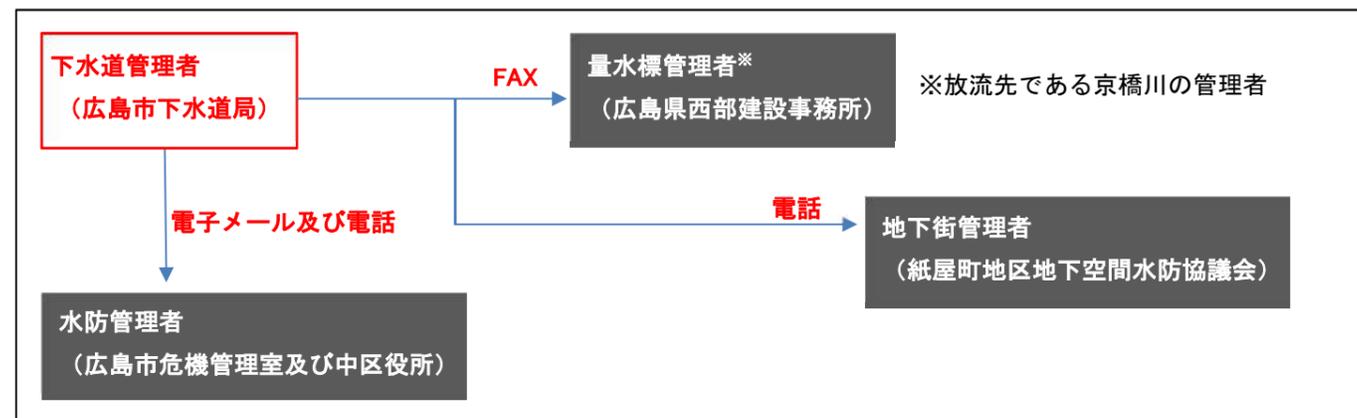
- ・ 水位周知下水道  
新千田ポンプ場（右図参照）
- ・ 雨水出水特別警戒水位  
地下街利用者が安全に避難するために要する時間を基に設定した新千田ポンプ場の水位（5.66m）
- ・ 雨水出水浸水想定区域  
千田地区（右図参照）

### (2) 主な修正内容

雨水出水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置について、次のように定める。

#### ア 内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）の伝達方法

広島市下水道局は、新千田ポンプ場について雨水出水特別警戒水位に到達したときは、下水道局水位情報自動通報システムを用いて、水防管理者（広島市危機管理室等）に電話及び電子メールで、量水標管理者（広島県西部建設事務所）にはFAXで、地下街管理者（紙屋町地区地下空間水防協議会）には電話で、それぞれ内水氾濫危険情報を伝達することとする。



千田地区浸水対策施設の概要

#### <参考>水防法（昭和24年法律第193号）（抄）

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第13条の2 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路をいう。以下この条において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第14条の2第1項において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

イ 内水氾濫危険情報が発表された場合の対応

(ア) 内水氾濫危険情報が発表された場合において、雨水出水浸水想定区域において地下空間から避難するよう、警戒レベル4 避難勧告を発令し、さらに、重大な被害が生じることが想定される場合は、警戒レベル4 避難指示（緊急）を発令することとする。（※ 発令基準は、国の「避難勧告等に関するガイドライン（平成31年3月）」のとおり。）

項目	内容（下線部が追加した内容）	修正（案） 該当ページ
水防計画 第4章 避難対策 第3節 災害種別に応じた避難 第5 内水（雨水出水）への対応	<u>下水道局が管理するシステムにより内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）が発表された場合は、地下街管理者へ内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）の周知を行うとともに、警戒レベル4 避難勧告の発令を行う。また、地下街等への進入防止や低い場所からの立退きを勧告する。さらに、重大な被害が生じることが想定される場合は、警戒レベル4 避難指示（緊急）を発令する。</u>	29ページ

(イ) 内水氾濫危険情報が発表されたときは、市災害対策本部及び中区災害対策本部を設置することとする。

項目	内容（下線部が追加した内容）	修正（案） 該当ページ
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用 第6 災害対策本部	<p><b>【設置基準】</b></p> <p>ア 氾濫危険水位に到達し、河川管理者から「氾濫危険情報」が通知されたとき（該当区）。</p> <p>イ 河川管理者から発表される洪水予報の水位予測において水位が堤防高（又は背後地盤高）を越えることが予想されているとき（該当区）。</p> <p>ウ 大雨警報又は土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（2時間後、1時間後又は実況で基準値超過）が表示されたとき（該当区）。</p> <p>エ 高潮警報が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、重大な災害の発生するおそれがあるとき。</p> <p>オ 市域で震度5弱以上の地震を観測したとき。</p> <p>カ 広島県に津波注意報が発表されたとき（中区、南区及び安芸区に限る。）。</p> <p><u>キ 内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）が発表されたとき（中区に限る。）。</u></p> <p>ク 前記のほか、異常な自然現象、大規模な火災・爆発、大規模な都市災害等の発生などにより、市長が必要と認めたとき。</p>	24ページ

3 その他の主な修正について

事項	主な修正内容	修正（案） 該当ページ
(1) 避難情報の伝達方法の変更に伴う修正	避難情報の伝達方法について、LINE及び避難行動要支援者等への電話通知を加える。 ※ 広島市公式LINEを令和3年3月1日から運用し、気象情報や避難情報などを配信している【情報提供資料3参照】	32ページ等
(2) 被災者生活再建支援法の改正に伴う修正	被災者生活再建支援法の改正（令和2年12月4日施行）により被災世帯に「中規模半壊世帯」が追加されたことに伴い、被災者生活再建支援金の支給について規定の整備を行う。※損害割合（罹災証明書）：「中規模半壊」30%台、「大規模半壊」40%台、「全壊」50%以上	39ページ
(3) 広島市災害廃棄物処理計画の策定に伴う修正	令和2年3月の広島市災害廃棄物処理計画の策定を踏まえ、災害応急対策のうち災害廃棄物及び土砂の処理対策等について、同計画との整合を図る。	40ページ等
(4) 中国電力株式会社の送配電部門の法定分離に伴う修正	中国電力株式会社において令和2年4月から送電部門が法定分離され、中国電力ネットワーク株式会社が設立されたことに伴い、公益事業等防災計画（電力施設）等について規定の整備を行う。※中国電力ネットワーク(株)：送配電、中国電力(株)：発電、小売	54ページ等
(5) その他所要の修正	<ul style="list-style-type: none"> <li>第6次広島市基本計画の策定（令和2年6月）を踏まえ、災害に強いまちづくりの推進により達成を目指すSDGsを加える。</li> <li>本市の組織改正に伴い、災害対策本部の分掌事務等について規定の整備を行う。※ 本年3月の広島市事務組織規則の改正の上は、これに伴う規定の整備も併せて行う。</li> </ul>	61ページ 62ページ等